

## 令和6年 第5回松前町農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和6年5月23日(木) 午前9時30分～午前10時28分
- 2 開催場所 松前町役場6階会議室
- 3 出席委員(14人)
- 4 欠席委員(0人)
- 5 議事録署名人の指名について(2人)
- 6 議事日程
  - 議案第158号 農地法第3条による許可申請の件(1件)
  - 議案第159号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件(1件)
  - 議案第160号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件(1件)
  - 議案第161号 農用地利用集積計画の決定の件
- 7 農業委員会事務局職員(4人)

## 8 会議の概要

### ○事務局

ただ今より令和6年第5回松前町農業委員会総会を開催します。それでは、議長よろしく申し上げます。

### ○議長

～あいさつ～

本日欠席者はいません。松前町農業委員会会議規則第7条の規定により在任中委員の過半数が出席しておりますので会議は成立します。

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、8番〇〇委員、9番〇〇委員、兩名を指名します。

それでは、議案審議に入ります。議案第158号農地法第3条による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまわりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

### ○事務局

受付番号1番

土地の表示 〇〇、田、面積 1,103 m<sup>2</sup>

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇 耕作面積 75,820 m<sup>2</sup>

坪単価 5,600 円

以上です。

### ○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

### 〇〇〇委員

譲受人は、現在も約7haの農地を耕作しており、規模拡大のため今回の申請があったもので、今後の耕作についても問題ないと思われます。

### ○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

### ○委員

質疑なし。

### ○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第 159 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号 1 番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号 1 番

土地の表示 ○○、畑、面積 799 m<sup>2</sup>

申請人 ○○

転用目的 貸露天駐車場

農地区分 2 種農地

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、詳細についても事務局より説明をお願いします。

○事務局

本件は、許可を受けずに転用した無断転用の事案であり、追認許可を得るために申請されたもので、始末書を添付した申請書が提出されました。申請地は、現在ほとんどの部分で果樹が植えられているものの、進入部分の土が固められ、車が置かれており、無断転用の状況となっています。

転用許可後は、○○が利用する貸露天駐車場に転用します。現在、○○の駐車場として○○の駐車場を利用していますが、別途駐車場を探すよう促されており、今回の申請に至ったものです。転用後は、地表を碎石舗装し、排水については、既設の U 字側溝に導水し、水路へ放流するとのことで、周辺に影響を及ぼすことはないと思われま。

関係法令の手続きが必要とは知らず、認識不足のため無断転用を行ってしまったということ、申請人は、深く反省をしているとのことです。事務局においては、追認許可の見込みがあるものと考えています。以上です。

○議長

担当の農業委員から補足説明はありますか。

〇〇〇委員

西側に農地がありますが、地上げされた時に既に簡易の水路が設置されました。舗装した後も、引き続きこの水路は活用されるとのことでしたので、西側の農地への迷惑はかからないということを確認しています。

〇議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

〇〇〇委員

今回の申請がなければ、今後もずっと無断で利用することができたということでしょうか。

〇事務局

周辺に居住する方など、誰かから指摘があり、違反転用であることが判明した場合は、追認できる案件は転用申請を出してもらい、是正の必要な案件は是正の依頼をすることとなります。

〇議長

他に質疑はございませんか。

〇委員

質疑なし。

〇議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

〇全委員

賛成の挙手

〇議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

〇議長

続きまして、議案第160号農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまわりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

〇事務局

受付番号 1 番

土地の表示 ○○、田、面積 330 m<sup>2</sup>

譲渡人 ○○

譲受人 ○○

転用目的 分家住宅

建築面積 91.09 m<sup>2</sup>

使用貸借権の設定

農地区分 甲種農地

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

現在は、譲渡人が申請地を耕作しており、主に水稻を作っています。譲渡人の娘と娘婿の連名で譲り受けるとのことです。娘夫婦は、現在、子ども 2 人を含めた 6 人で譲渡人の家に住んでおり、子どもが大きくなるにつれて手狭になったため土地を探しており、今回の申請があったものです。北側に田が残りますが、水路をまたいで進入路を作るということで農業区も承認をしており、問題ないと思われれます。排水についても問題ありません。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号 1 番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして 議案第 161 号旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定

により農用地利用集積計画の審議に移ります。松前町農業委員会会議規則第12条の規定により、委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととなっております。本議案には、私を含め、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、以上6名に関係する案件があります。今回、私も会長職務代理の〇〇委員も案件があるため、議案第161号の議事進行は、事務局に委ねます。

○事務局

議案第161号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の審議について、松前町長から決定の依頼があったので、委員会の意見を求めるため提案いたします。〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に対しまして、退室を求めませんが、本議案に関して、質疑に加わらないでください。

○事務局

それでは、説明します。令和6年6月1日から開始される農用地利用集積計画の賃借権について説明します。利用権の設定の期間については、1年から10年の期間で申請がありました。利用権の設定を行う件数は、393件です。利用権を設定する面積については、合計で484,054㎡です。利用権を設定する作物は、水稻等です。利用権の設定に伴う賃借料については、10a当たりの金額を記載しております。全体の平均額としましては、5,192円となっております。

続きまして、農用地利用集積計画の使用貸借権について、御説明いたします。利用権の設定の期間については、1年から10年の期間で申請がありました。利用権の設定を行う件数は、80件です。今回申請のあった使用貸借権の件数は、賃借権も合わせた全体の件数の約17%を占めています。利用権を設定する面積については、合計で90,701㎡です。利用権を設定する作物は、水稻等です。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

〇〇〇委員

議案書に「60kgあたり」との記載がありますが、これは何が60kgですか。

○事務局

お米です。

〇〇〇委員

件数が多いので全部に目を通すのは難しいのですが自分が住んでいるところの近くだけ見るのでも構いませんか。

○事務局

担当地区の案件だけでも目を通していただきますようお願いいたします。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。議案第 161 号について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

議題については、以上で終わりとなります。次回の総会について、事務局をお願いします。

○事務局

次回の総会日程を読み上げ。

○議長

以上を持ちまして、本日の日程は終了しました。これにて散会します。